

質 疑 及 び 回 答

業務名	令和7～11年度ペットボトル拠点回収運搬業務
-----	------------------------

上記業務について、提出のありました質疑について下記のとおり回答いたします。

質疑番号	質 疑	回 答
1	<p>入札に参加する者の条件についてお伺い致します。</p> <p>今回制限付一般競争入札に付する事項は、令和7～11年度ペットボトル拠点回収運搬業務で、契約は業務委託となっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、地方自治法施行令の規定を基に、高知市環境部環境業務課が、入札に参加できる事業者を選定しているとお伺いしました。その中で、業務内容は仕様書の「1 目的」にあるとおり、一般廃棄物となっているが、公告の別紙にある「1 制限付一般競争入札に参加できる必要な資格」に関しては、一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業者となっており、この入札参加資格の中に、産業廃棄物業者を参加にしている理由をお聞かせ願いたい。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1号において、市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を行う者は許可を要しない者とされていますので、本件の業務に一般廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。しかしながら、今回の業務は、処理責任がある本市に代わって収集運搬業務を行っていただくもので、参加条件に指定している許可を有することが適切と考えたものです。</p> <p>また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号及び第2号については一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬許可をもって確認が可能であると考えております。</p>
2	<p>1 入札資格について</p> <p>本業務の目的は一般廃棄物の回収運搬業務と記載されているとおり、家庭から排出されるペットボトルは一般廃棄物です。</p> <p>一般廃棄物収集運搬業務の入札において一般廃棄物処理業許可のない産業廃棄物収集運搬業者が参加できる理由をお聞かせいただきたい。</p>	<p>番号1のとおりです。</p>
3	<p>一般廃棄物の収集運搬ということでのよいのか？またその場合高知市一般廃棄物処分の許可は必要とお考えですか？</p>	<p>番号1のとおりです。</p>
4	<p>減容工場の受け入れ時間がわかりません。</p>	<p>仕様書10(3)のとおり、高知市菖蒲谷プラスチック減容工場の受入れ（搬入）時間は、午前は概ね9：00～11：30の間、午後は概ね13：00～15：30の間となります。</p>
5	<p>どうしても2名でないいけませんか？その場合の理由をお聞かせください。</p> <p>どの業界も現状人員確保が非常に困難な状況です。前回の委託金額は把握できておりませんが、2名の社員を常時雇用となると委託金額が大きくなると思いますが。</p>	<p>清掃事業における安全衛生管理要綱において、清掃事業を行う地方公共団体及びその委託に係る清掃事業者その他関係者に対して安全衛生作業基準を定め、関係労働者に徹底させるよう指導することが求められています。</p> <p>このようなことから、本件の委託業務への安全配慮義務の面を考慮し、委託業務の実施に当たっては1車両につき2名以上で行うことと共に、緊急時等においても即時の対応が可能な人員体制の確保を仕様にて定めております。</p>